

徳島市行政不服審査会答申

(徳行不審答申第7号)

令和2年11月16日

徳行不審答申第 7 号
令和 2 年 11 月 16 日

審査庁
徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市行政不服審査会
会長 豊永 寛二

行政不服審査法第 43 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 2 年 10 月 21 日付行財発第 25 号により徳島市長から諮問のありました社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用不承諾決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用不承諾決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）に関し、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、処分庁が行った本件処分に対し、介護保険サービスの利用者負担の増加を招いていること、介護保険サービスを利用する権利を侵害されかねないこと、処分庁が処分にあたり個人の事情や生活実態を調査・判断しようとしていないこと等を理由として、本件処分の取消しを求めて本件審査請求をしたものである。
- 2 前提事実
審査請求書、弁明書及び証拠書類等から以下の事実が認められる。
 - (1) 令和 2 年 6 月 18 日、審査請求人は、処分庁に対し徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業（以下「本件事業」という。）の利用申請をした。
 - (2) 令和 2 年 7 月 28 日、処分庁は、審査請求人に対し、市町村民税課税者の扶養控除の対象となっており、本件処分の要件について定める「徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業実施要綱」（以下「市要綱」という。）第 3 条第 4 号に該当しないことを理由として、本件事業の利用を不承諾とする本件

処分をした。

- (3) 令和 2 年 8 月 3 日、審査請求人は、本件処分に不服があるとして、本件処分の取消しを求める本件審査請求を審査庁である徳島市長に対して行った。

3 関連事実

また、本件審査請求に関連する事実として、同一の審査請求人及び代理人から、平成 30 年 7 月 30 日付で本件事業の不承諾決定処分に対する審査請求がなされ、平成 31 年 3 月 29 日付で処分を取り消す裁決（以下「前々回裁決」という。）がなされていることが認められ、さらにその翌年には、令和元年 8 月 13 日付で本件事業の不承諾決定処分に対する審査請求がなされ、令和 2 年 3 月 12 日付で処分を取り消す裁決（以下「前回裁決」という。）がなされていることが認められる。

第 3 争点及び審査請求人並びに処分庁の主張の要旨

本件における争点は、本件事業の利用申請が要件を満たさずに不承諾となるべきものかという点であり、これに対する審査請求人及び処分庁の主張は、それぞれ概ね次のとおり要約される。

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は、介護保険サービスの利用者負担の増加を招いている。
- (2) 本件処分により、審査請求人は介護保険サービスを利用する権利を侵害されている。
- (3) 審査請求人を扶養控除の対象としている者の年収は、平均年収 432 万円を大きく下回っている。
- (4) 審査請求人は実際には被課税者である代理人と生計を共にしておらず、扶養控除の対象にはあたらない。
- (5) 処分庁は個人の事情や生活実態を調査・判断しようとしていない。
- (6) 本件事業については、前年、前々年も不承諾となったが、審査請求が認容され、利用承諾されている。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、本件処分の要件について定める市要綱第 3 条第 4 号の「市町村民税が課されている者の市町村民税の扶養控除の対象になっていないこと」について、申請書類では市民税課税者の扶養となっていないと記載していたが、実際には扶養となっている事実を処分庁が確認したため、本件処分を行った。
- (2) 審査請求人は、介護保険サービスの利用において、所得等に応じた特定入所者介護サービス費の給付（居住費・食費の利用者負担額の減額）、高額介護

サービス費の給付（自己負担額の払戻し）を受けており、介護保険サービスの利用者負担は適正である。

- (3) 審査請求人は、所得等に応じた適正な利用者負担による介護保険サービスを利用することができるため、介護保険サービスを利用する権利を侵害されているとはいえない。
- (4) 本件処分における市要綱第3条第4号の扶養要件の基準については、申請者に対して窓口で一般的に説明を行い、「高齢者のための便利帳 あんしん」や徳島市ホームページでも周知しており、審査請求人が代理人の扶養控除の対象となることにより本件事業の対象外となることは、十分承知していたと思われる。

また、代理人が審査請求人を扶養控除対象としているということは、代理人が審査請求人を扶養することを条件に市民税の控除が行われていることを理解しているということであり、そのうえで本件では事実と異なった申請をしているといえるものである。

第4 裁決についての審査庁の判断

本件審査請求を棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の第4の理由のとおりにしている。

第5 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の第4の理由と同旨であり、次のとおりである。

1 本件処分の違法性

- (1) 審査請求人は本件と同様の審査請求を前々年から3年続けて行い、前々回裁決及び前回裁決においては不承諾決定が取り消されたことにより、改めて承諾決定を受けている。

前々回裁決においては、審査請求人が市民税の扶養控除の対象となっていることを理由として不承諾決定をされたことに対する不服審査をする中で、処分庁提出の利用決定判断基準に関する厚生労働省の資料に、扶養控除の対象となっている場合でも個々の事情を勘案して判断されたい旨の記載が確認されたことから、個々の事情の聞き取りがなされていない本件においては、処分時に判断すべき事情について判断していない違法があるとして原処分を取り消す裁決がなされた。

また、前回裁決においては、処分庁が扶養要件の該当判断に関する市要綱の改正を行ったところ、前回裁決に係る審査請求人の利用申請が当該改正よ

り前であったにもかかわらず当該改正後の市要綱を遡及適用していたため、不利益遡及禁止の原則から改正前の市要綱を適用すべきとされ、前々回裁決と同一理由により原処分を取り消す裁決がなされた。

- (2) 本件処分については、前回裁決とは異なり令和元年 8 月改正後の市要綱を適用することにあたっての支障がなく、処分理由である市要綱第 3 条第 4 号の「市町村民税が課されている者の市町村民税の扶養控除の対象になっていないこと」への非該当については、処分庁提出の「給与支払報告書」及び「税情報検索画面」から認めることができる。
- (3) なお、令和元年 8 月改正後の市要綱の規定の適法性について、念のため検討する。

審理員意見書第 4 の 1 において検討されたとおり、本件事業は、「すべての市町村において実施することが必要となるものとして、介護保険法と相まって機能している一連一体の制度と評価できる」必要がある。

そのため、市要綱の改正においては、介護保険法及び市要綱が基準とする平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスにかかる利用者負担額の軽減制度の実施について」に定める「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）の趣旨を損なうこととなる改正は許されないと考えられる。

そして、令和元年 8 月の市要綱の改正では、「負担能力のある親族等に扶養されていないこと」との要件が「市町村民税が課されている者の市町村民税の扶養控除の対象になっていないこと」及び「健康保険の被扶養者になっていないこと」に改められている。この点に関し、国要綱では、全国介護保険担当課長会議（平成 17 年 8 月 5 日）資料「5-8 これまでに寄せられた主な質問に関する考え方」の問 8 において、「扶養要件については、市町村民税の控除対象者や医療保険の被扶養者となっていなければ、要件を満たしていると取り扱って差し支えない」との考え方が示されており、改正後の市要綱はこの考え方を明示するものであって国要綱の趣旨を損なうものではない。

加えて、事務処理上の要件の明確化として一定の合理性も認められることから、令和元年 8 月改正後の市要綱の規定は、違法又は不当なものとも評価されるものではないと考えられる。

2 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、自身の扶養控除を受けている代理人の年収が平均を下回っていること、また生計を共にしておらず代理人の扶養とはなっていないこと、

市は個人の事情や生活の実態を調査・判断しようとしていないことを主張する。

しかし、審査請求人が、市民税が課されている者である代理人の市民税の扶養控除の対象となっていることは処分庁提出資料から明らかであるし、扶養控除を受ける市町村民税が課されている者の年収の額については市要綱における要件とされておらず問題とならない。また、前々回裁決、前回裁決時と異なり、改正後の市要綱が適用される本件処分を行うについて、実質的な扶養の状況等について調査する必要は認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第6 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

≪参考1≫

審議指名委員

| | |
|-----|--------|
| 会 長 | 豊永 寛二 |
| 委 員 | 喜多條 高資 |
| 委 員 | 近藤 真紀 |

≪参考2≫

審査会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|---------------------------|------------------------------|
| 令和2年10月21日 | 審査庁から諮問書及び事件記録等の写しを受理 |
| 令和2年11月16日 (2年度第3回審査会) | 事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。 |